

Ⅶ 人権が尊重される心豊かな社会をつくる

1 人権尊重の意識や行動の定着及び人権施策の推進

(1) 人権教育・人権啓発の推進 << 施策 28 >>

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、

人権・同和教育課

令和2年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 学校の教育活動全体を通して、児童生徒の学力と進路の保障を図るとともに、人権に関する知識や意欲・態度・実践力を身に付けるための教育を系統的、効果的に推進します。
- ◇ 個別的な人権課題について、法律や「福岡県障がい理由とする差別の解消の推進に関する条例」、「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」等を踏まえた教育・啓発の推進とともに、性的少数者等に対する適切な理解促進と必要な支援の充実を図ります。
- ◇ 人権教育に係る指導力向上等のため、「教職員の人権意識、人権教育に関する調査」結果等を踏まえ、研修の改善・充実を図るとともに、効果のある取組についての実践的研究を進めます。
- ◇ 児童虐待の早期発見に努めるとともに、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」を踏まえ、事案を発見した場合は、速やかに関係機関と連携して適切な対応を図ります。
- ◇ 県民の人権尊重理念の理解・体得のために、体験活動を重視した学習プログラムなどの開発や、情報提供を行います。
- ◇ 地域の実情に応じた人権教育推進のための担当者研修会や指導者の育成を計画的、効果的に行い、市町村における人権教育・啓発を支援します。

令和2年度 主な取組・事業

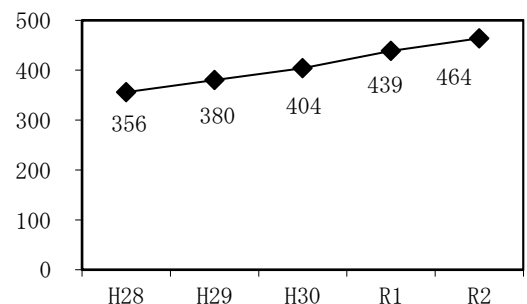
| 取組・事業名                                | 実績   |
|---------------------------------------|--|
| 個別の人権課題に関する指導方法等調査研究事業の実施<br><重点事業19> | ○ 調査研究委員会 2回<br>○ 調査研究小委員会 3回  |
| 人権教育を基盤にした学校づくり研究事業の実施                | ○ 研究校を6校指定（事業期間：平成30年度～令和2年度）<br>○ 推進連絡会、推進協議会、授業交流会 中止<br>○ 各研究指定校におけるCRT学力検査及び生活アンケートの実施 中止                  |
| 人権教育実践交流会・人権教育指導者養成連続講座の実施            | ○ 人権教育実践交流会（福岡県人権教育研修会） 中止<br>○ 人権教育指導者養成連続講座<br>開催講座数 年間5回 受講者数 計25人<br>(小学校14人、中学校7人、県立学校3人、特別支援学校1人)        |
| 人権教育コーディネーター <sup>注1</sup> 養成講座の実施    | ○ 連続講座として年間3回 受講者25人   |
| 男女共同参画教育の推進                           | ○ 小・中学校において、「男女共同参画教育指導の手引」（改訂版）を活用し、豊かな心、性差の正しい認識、実践的な態度などの資質・能力を育てる教育活動を実施<br>○ 各教科や特別活動等における男女相互協力の必要性の理解促進 |
| 男女共同参画についての教員研修の実施                    | ○ 新任校（園）長、新任教頭を対象に男女共同参画教育の基本的な考え方やねらいなどの理解、具体的指導力を高める研修 中止<br>○ 管理職をはじめ教職員を対象にした各種研修会において「男女共同参画教育」に関する内容を実施  |

※ 中止は新型コロナウイルス感染拡大防止によるもの

指標

| 指標             | 指標の概要                           |      |
|----------------|---------------------------------|------|
| 人権教育の推進        | 人権教育推進の中核となる指導者養成研修を修了した教員の累計人数 |      |
| 現状値            | 目標値                             | 達成状況 |
| 464人<br>(R2年度) | 459人<br>(R2年度)                  | ◎    |

人権教育推進の中核となる指導者養成研修を修了した教員の累計人数（人）



**成 果** 学校や市町村を対象とした研修及び人権教育指導者向け学習資料の中で個別の人権課題に関する情報発信を行い、教職員等の資質向上を図ることができました。

- ・ 市町村の人権教育担当者等を対象とした研修会では、各市町村（政令市を含む。）の社会教育における人権教育担当者等 56 人の参加がありました。
- ・ 各種研修会において、教職員がキャリアステージに応じて身に付けるべき「資質・能力」を明確にし、人権教育パンフレット（目標・法律・条例編）を活用し、個別の人権課題に関する法律や条例について周知するなど研修の充実を図りました。
- ・ 人権教育指導者養成連続講座では、令和 2 年度に小・中・県立学校 25 名の教員が受講を修了し、累計 464 人に達する等、目標を上回っています。講座修了者は、自校のみならず、異校種間や地域における人権教育研修の企画・運営、研修講師として携わっています。
- ・ 人権教育コーディネーター養成講座では、講座修了者が市町村や地域における人権教育研修の企画・運営の担当者や研修講師等を務めたりするなど活躍しています。
- ・ 人権教育指導者向け学習資料において、個別の人権課題に関する情報発信を積極的に行い、人権課題に関する学習プログラムについて意識の向上を図ることができました。
- ・ 県立高等学校においては、生徒の指導に当たって、教科や特別活動で、男女が互いに尊重しあい、社会の対等な構成員として責任を担う意識を向上させることができました。

**課 題** 若年層教職員の人権意識や知識、指導力等の向上を図る必要があります。

- ① これまでの市町村教育委員会等への聞き取り調査の結果から、若年層教職員の人権教育に関する指導力等の不足や学校間で指導内容や方法等に差が見られ、すべての学校で人権教育が推進されるよう支援を行う必要があります。
- ② 人権教育をめぐる動向は日々変化しており、常に国や県、市町村や地域の現状や大幅な世代交代等の教職員の実態を踏まえた研修を実施する必要があります。
- ③ 各市町村や地域における人権教育研修の企画・運営の中心となるコーディネーターや研修講師等の育成、特に経験の浅い担当者の育成を継続的に行う必要があります。
- ④ 県立高等学校においては、男女の別なく生徒が自らのキャリアを考え、主体的に進路を選択することができるよう、学校教育全体を通じて取り組む必要があります。

**対 応** 人権教育に係る指導力等達成目標に則り、教職経験年数や職務に応じ、指導内容を明確にした研修を実施します。

- ① 若年層教職員が、個別の人権課題に関する学習指導等に活用できるよう、個別の人権課題に関する学習のカリキュラムや指導展開例の作成を行います。
- ② 人権教育に係る指導力等達成目標を踏まえ、若年層教職員に対し、人権教育の指導力等の課題に応じた研修を実施するなど、教職経験年数や職務に応じ、指導内容を明確にした研修を実施します。また、「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」に関する高校生用学習資料の活用が促進されるよう、具体的な実践報告など活用方法等の研修を行います。
- ③ 人権教育コーディネーター養成講座では、本講座の意義・目的やこれまでの成果について周知し、市町村からの受講推薦を促しつつ、市町村や地域の実態や課題を踏まえ、その課題解決に向けて特に経験の浅い参加者の育成を促すため、講座内容を充実・改善します。
- ④ 県立高等学校においては、生徒が男女相互協力の意識を持ち、自らのキャリアを考え進路を主体的に選択できるよう、特別活動及びインターンシップ等の体験的な活動を通じて男女共同参画教育の充実を図ります。

## 注釈

注 1) 人権教育コーディネーター：地域社会に密着し、人権教育に関する専門的知識を持ち、体験的参加型学習等の多様な手法を取り入れた研修の企画・運営ができる市町村の指導者のこと。